第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県沼田市利根町大原字沢尻地内から同市白沢町生枝字西平地内までの延長3,680ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道120号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定における改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、同項の規定により、本件区間の存する群馬県が改築を行うことができるとされており、また、本件区間は、道路法第13条第１項の指定区間外であり、群馬県が道路管理者となることなどから、起業者である群馬県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市を起点とし、群馬県利根郡片品村を経由して、沼田市に至る延長99.7㎞の幹線道路である。

群馬県内における本路線は、県北部地域の中核都市である沼田市の市街地と同市白沢町及び利根町並びに利根郡片品村の各集落を東西に結び、地域住民の通勤、通学等の日常を支える重要な生活道路であるとともに、周辺には尾瀬国立公園等の観光地が存することから観光道路としての役割も担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、曲線半径及び縦断勾配を満たさない区間が多数存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及び周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハイタカ、ハチクマ、アカハライモリ等が確認されている。ニホンカモシカについては、本件事業の大部分の区間が現道拡幅及びトンネル構造となり改変区間が僅かであることなどから影響は軽微であるとされている。オオタカ、クマタカ、ハイタカ及びハチクマについては、工事箇所から営巣木まで十分な距離があることなどから影響は軽微であるとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。アカハライモリについては、本件事業の改変区域よりも上流側で確認されており、想定される生育範囲の改変はないことから、影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているヤマシャクヤク、イヌタヌキモ、エビネ等が確認されているが、本件事業の改変区域内に生育地はないことから影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式等により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、路線延長が最短となるルート案、トンネル延長が最短となるルート案及びその中間ルート案（以下「申請案」という。）の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、トンネル延長及び取得必要面積は中位であるものの、事業費が３案中最も廉価となり、また、家屋等の支障物件も最も少ないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在するほか、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、沼田市長を会長とする国道120号線整備改良促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県沼田市役所